

随意契約及び比較見積を省略する理由書

(件名) 一級河川 尻無川外 尻無川左岸外防潮鉄扉補修工事

西大阪治水事務所が所管する尻無川左岸17号外防潮鉄扉は、高潮発生時及び津波警報発令時に迅速かつ確実な動作が求められる府民の生命と財産を守る重要な防災施設である。

本工事は、尻無川左岸17号外防潮鉄扉の屋外にある現場操作盤内部の経年劣化が進行している電子部品を補修し、確実なる閉鎖機能の維持を図るものである。本工事にあたっては、設備の細部まで確認し、設備全体の構造や動作及び各部位の関連性を熟知したうえで工事をする必要がある。

以上のことから、本件を迅速かつ的確に行えるのは、当該設備の設計、製作、据付を実施した関西機設株式会社以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号に基づき、比較見積を省略し、同社からのみ見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と随意契約を締結したい。